

# 提出前にご確認ください!

現在、令和3・4年度分の入札参加資格申請を受付中ですが、以下の事項について書類不備が目立っております。提出前に、再度ご確認くださいませようご協力願います。

## ● 技術者経歴書（第8号様式）【工事、測量等、維持管理】

申請する工種・業種分の枚数が必要。

必須となる資格がない工種・業種については実務者を記載すること。

※複数の業種に同一技術者を記載することも可能です。「該当なし」とはせずに、必ず1名以上記載してください。

(例) 建築物等維持管理で、『電話交換業務・警備業務(資格必須)・その他』の3業種を申請する場合、それぞれの業種ごとに作成し、計3枚提出。

## ● 須賀川市に納税義務がある場合の納税証明書【共通】

対象となる全ての税目について、2年度分 (R1・R2) が必須。

ただし、法人市民税については、H30.7.1～R2.6.30 に納付分を提出すること。

(例)事業年度が、10月1日～9月30日までの事業所の場合  
平成30年度分 (H29.10～H30.9) 及び令和元年度分 (H30.10～R1.9) の証明が必要。

## ● 建設工事で委任先を設定する場合【工事】

委任状と、場合建設業法施行規則第2条関係様式 (営業所一覧表別紙二(2)) が必要となります。

市で掲載している第5号様式は不要です。

営業所一覧表別紙二(2)

(例) ⇒

別紙二(2)		(用紙A4)	
営業所一覧表(更新)			
営業所の名称	所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
株式会社 〇〇	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	機	土、石、 管、しゅ、水
〇〇株式会社	〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇		管、水

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事業所のうち該当するものについて記載すること。  
2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載箇所6の表の( )内に示された番号により、一般と特定に分けて記載すること。